

広島県史年表(古代) 推古 11 年(603)～治承 3 年(1179)

603 推古 11 癸亥

12- 5 冠位 12 階制定〔書紀〕。

604 推古 12 甲子

4- 3 聖徳太子，憲法 17 条を作る〔書紀〕。

607 推古 15 丁卯

7- 3 小野妹子らを隋に派遣〔書紀〕。

この年，法隆寺・四天王寺など完成〔法隆寺縁起〕。

- 福山市大迫古墳―巨大な切石を使用した両袖式横穴式石室が築かれる。純金製の耳環が出土。
- 神辺町大坊古墳―巨大な切石を用いた横穴式石室。玄室は床面に立てた障壁で前後に仕切っている。
- 新市町大佐山白塚古墳―切石造りの横穴式石室で，玄室と羨道の境には間仕切りの石柱がある。
- 神辺町永谷 1 号古墳―無袖式の横穴式石室で，床面には石を敷きつめ，石組の棺台がおかれている。
- 千代田町石塚 2 号古墳―横穴式石室の入口付近から装飾鳥付子持長頸壺(VI―24)などが出土。

618 推古 26 戊寅

この年，安芸国に河辺臣を派遣して船を造らせる〔(県)書紀〕。

622 推古 30 壬午

2-22 聖徳太子没(49)〔天寿国繡帳銘他〕。

この年，太子妃橘大郎女，天寿国繡帳おおいらつめを作る〔上宮聖徳法王帝説〕。

628 推古 36 戊子

3- 7 推古天皇没(73)〔書紀〕

- 本郷町貞丸 1 号古墳―横穴式石室内に流紋岩質角礫凝灰岩製の割抜式家形石棺が据えられている。
- 本郷町御年代古墳―巨大な花崗岩の切石で造られた横穴式石室で，玄室は間仕切りの石によって前後 2 室に分かれる。各室に花崗岩製の割抜式家形石棺が納められている。副葬品には金環や金銅製馬具・須恵器の子持平瓶などがある。

- 福山市北塚古墳—花崗岩製の組合式家形石棺が露出。石棺内部には赤色顔料が塗ってある。

642 皇極 1 壬寅

- 1-15 皇極天皇即位，蘇我入鹿執政〔書紀〕。
- 6～ 8 旱魃〔書紀〕。
- 9-19 飛鳥板蓋宮造営のため，東は遠江，西は安芸に至る諸国より造宮丁を徴発〔(県)書紀〕。

643 皇極 2 癸卯⑦

- 11- 1 山背大兄王，蘇我入鹿に襲われ，数日後に自殺〔書紀〕。

645 大化 1(6.19) 乙巳

- 6-12 中大兄皇子・中臣鎌足ら，蘇我入鹿を暗殺〔書紀〕。
- 6-13 蘇我蝦夷自殺し，『天皇記』・『国記』などを焼く《乙巳の変》〔書紀〕。
- 6-19 初めて年号を建て，「大化」とする〔書紀〕。

646 大化 2 丙午③

- 1- 1 改新の詔を發布〔書紀〕。
- 3-22 薄葬令を定める〔書紀〕。

火葬の普及・薄葬令により，この頃から墳墓が小さくなり，古墳時代の終末をむかえる。

650 白雉 1(2.15) 庚戌

この年，安芸国に百濟船 2 隻を造らせる〔(県)書紀〕。

- 本郷町横見廃寺—広島県内最古の寺院跡で，創建時の軒丸瓦には奈良県の桧隈寺や法隆寺出土のものに酷似した文様(VII—1・2)をもつものがある。
- 吉田町明官寺廃寺—桧隈寺系の軒丸瓦が出土。
- 竹原市横大道 8 号古墳—無袖式の横穴式石室から銅鏡や須恵器が出土。

661 斉明 7 辛酉

- 7-24 中大兄皇子称制〔書紀〕。

663 天智 2 癸亥

- 8-27 日本・百濟軍，白村江で唐・新羅軍に惨敗〔書紀〕。
- 三次市寺町廃寺—『日本靈異記』にみえる三谷寺と推定される寺院跡。法起寺式の伽藍配置をなし，塔・金堂・講堂の基壇は化粧埴積みがしてある。素弁や複弁の蓮華文

軒丸瓦(VIII—3)には三角状突起がある。

- 府中市伝吉田寺跡—備後国南部最古の寺院跡。塔と講堂跡が検出され、法起寺式の伽藍配置と推定される。
- 奈良県の川原寺式(VII—4・5)や藤原宮式(VII—8・9)の軒丸瓦・軒平瓦が出土。

668 天智 7 戊辰

1- 3 天智天皇即位〔書紀〕。

670 天智 9 庚午⑨

2- 全国的に戸籍を作る《庚午年籍》〔書紀〕。

4-30 法隆寺全焼〔書紀〕。

671 天智 10 辛未

12- 3 天智天皇没(46)〔書紀〕。

672 天武 1 壬申

6-24 大海人皇子，吉野を脱出して東国に向かう《壬申の乱》〔書紀〕。

7-23 大友皇子自殺(24)〔書紀〕。

この冬，飛鳥浄御原宮を造営〔書紀〕。

673 天武 2 癸酉⑥

2-27 天武天皇即位〔書紀〕。

3-17 備後国亀石郡，白雉を献上し，課役を免除される。また，天下に大赦する〔(県)書紀〕。

3- 川原寺で一切経を書写〔書紀〕。

- 広島県域で，奥室が前室よりも狭い切石造りの石棺式石室が造られるようになる。
- 福山市曾根田白塚古墳—円墳で，切石造りの横横穴式石室に石棺式の小奥室をとりつけている。天井石や側壁・奥壁の接合部分には漆喰がみとめられる。

682 天武 11 壬午

7-27 吉備国，霜・大風の害で五穀登らずと報じる〔(県)書紀〕。

684 天武 13 甲申④

10- 1 八色の姓を制定〔書紀〕。

10- 3 伊勢王を遣わし，諸国の境界を定める。備後・安芸両国の境域もほぼ定まる〔書紀〕。

686 朱鳥 1(7.20) 丙戌⑫

9-9 天武天皇没(65)〔書紀〕。

- 神石郡三和町柿ノ木原窯跡―須恵器を焼いた窯跡。
- 福山市猪の子古墳―円墳で、奥室が前室よりも小さな石棺式石室を築く。奥室は各面とも1枚の巨大な花崗岩の切石を組み合わせてある。
- 新市町尾市古墳―墳丘は多角形。石室は花崗岩の切石造りで、東・西・北の三方に横口式の石棺を組み合わせ、その前に羨道がつけてある。平面形が十字形の特異な形態は、全国的にも類例がない。石室の壁面や石と石の継目には漆喰が残る。
- 庄原市篠津原3号古墳―切石を用いた横穴式石室。

689 持統 3 己丑⑧

6-29 飛鳥浄御原令施行〔書紀〕。

694 持統 8 甲午

12-6 藤原宮に遷都〔書紀〕。

- 神辺町小山池廃寺―東から金堂・塔・講堂の順に1列に並ぶ特異な伽藍配置をなす。藤原宮式の瓦も出土。
- 福山市宮の前廃寺―法起寺式の伽藍配置をなす。塔と金堂跡が検出され、複弁蓮華文軒丸瓦(VII―13)・重圈文軒丸瓦・均正唐草文軒平瓦(VII―20)や「紀臣和古女」・「紀臣石女」など人名の書かれた文字瓦・塼仏などが出土。
- 神辺町中谷廃寺―法隆寺式伽藍配置をなす。複弁蓮華文軒丸瓦(VII―6)や素弁蓮華文軒丸瓦・重弧文軒平瓦(VII―7)・戯画瓦などが出土。

698 文武 2 戊戌

9-28 安芸・長門両国、金青・緑青を献じる〔(県)書紀〕。

10-4 薬師寺の建立、ぼぼ完成〔続紀〕。

700 文武 4 庚子⑦

10-15 上毛野小足を吉備総領に任ずる〔(県)続紀〕。

- 御調町本郷平廃寺―礎石が並ぶ建物跡や塔の露盤が検出され、複弁蓮華文軒丸瓦(VII―11)や文字瓦などが出土。
- 世羅町康徳寺廃寺―円形の造り出しのある礎石数個と三角状突起のつく複弁蓮華文軒丸瓦が出土。
- 三次市上山手廃寺―金堂と講堂跡が検出され、寺町廃寺と同類の三角状突起の複弁蓮華文軒丸瓦が出土。
- 庄原市亀井尻窯跡―丘陵斜面に築かれた平窯で、窯内から複弁蓮華文軒丸瓦が出土。

701 大宝 1(3.21) 辛丑

8-3 大宝律令完成〔続紀〕。

8-21 安芸・長門など17か国，蝗・大風の害を被る〔(県)続紀〕。

703 大宝 3 癸卯④

4-27 誤って奴碑とされた安芸国の200余人，本籍に戻ることが許される〔(県)続紀〕。

704 慶雲 1(5.10) 甲辰

4-27 備後・安芸など4か国，苗損により賑恤しんじゅつされる〔(県)続紀〕。

706 慶雲 3 丙午①

2-16 安芸・出雲など5か国，飢饉により賑恤される〔(県)続紀〕。

4-29 安芸・出雲など7か国，飢饉により賑恤される〔(県)続紀〕。

この年，疫病で諸国の百姓多く死ぬ。土牛を作り，疫病を祓う〔続紀〕。

708 和銅 1(1.11) 戊申⑧

3-2 備前・備後など3か国，疫病により薬を賜う〔(県)類聚国史〕。

5-11 銀錢和銅開珎を初めて使用〔続紀〕。

709 和銅 2 己酉

10-8 備後国の葦田郡甲奴村と品治郡より割いた3里をあわせ，新たに甲奴郡を設ける〔(県)続紀〕。

710 和銅 3 庚戌

3-10 平城京に遷都〔続紀〕。

711 和銅 4 辛亥⑥

10-23 蓄銭叙位の法制定〔続紀〕。

712 和銅 5 壬子

1-28 太安万侶，『古事記』を撰上する〔同序文〕。

7-15 備後・安芸など21か国で初めて綾錦を織る〔(県)続紀〕。

714 和銅 7 甲寅②

4-22 諸国の庸綿は1丁に5両，安芸国は1丁に糸2両とする〔(県)続紀〕。

717 養老 1(11.17) 丁巳

9-12 元正天皇，近江国の行在所^{きんざいしよ}で，備後など西国の土風^{くにぶら}の歌舞を見る〔(県)続紀〕。

718 養老 2 戊午

この年，養老律令完成〔類聚三代格〕。

719 養老 3 己未⑦

7-13 按察使を初めて置く。備後守大伴奈麻呂，安芸・周防両国を管轄〔(県)続紀〕

720 養老 4 庚申

5-21 舎人親王ら，『日本書紀』を撰上する〔続紀〕。

12-15 備後国安那郡の茨城，葦田郡の常城を停廢〔(県)続紀〕。

721 養老 5 辛酉

4-20 備後国安那郡を分割して，深津郡を設置〔(県)続紀〕。

8-19 新たに備中国を備後按察使の管轄下に置く〔(県)続紀〕。

723 養老 7 癸亥

4-17 三世一身の法発布〔続紀〕。

724 神亀 1(2.4) 甲子

3- 1 配流国の遠近を定め，安芸国は近流の国とする〔(県)続紀〕。

730 天平 2 庚午⑥

4-17 皇后宮職に施薬院を置く〔続紀〕。

9-28 諸国の防人を停める〔続紀〕。

9-29 安芸・周防両国でみだりに禍福を説き，人を多く集めて死魂を祠ることを禁じる〔(県)続紀〕。

12- 大伴旅人，京への帰途，備後国鞆浦で妻をしのぶ歌 3 首を詠む〔(県)万葉集〕。

734 天平 6 甲戌

1- 1 安芸など 3 か国，木蓮理を献上〔(県)続紀〕。

9- 6 安芸・周防両国の堺を大竹川とする〔(県)続紀〕。

736 天平 8 丙子

6- 遣新羅使大判官壬生宇太磨，備後国長井浦で歌1首を詠む。同使大石蓑磨ら，安芸国風早浦・長門浦で歌を詠む〔(県)万葉集〕。

740 天平 12 庚辰

9- 3 藤原広嗣の乱鎮圧のため，山陽道など5道より1万7000人を徴発〔(県)続紀〕。
これより先，沼隈郡が成立し，備後国は14郡となる〔律書残篇〕。

741 天平 13 辛巳③

1- 1 聖武天皇，恭仁京で朝政を摂る〔続紀〕。
2-14 諸国に国分寺・国分尼寺の建立を命じる〔類聚三代格〕。

743 天平 15 癸未

5-27 墾田永年私財法発布〔続紀〕。

746 天平 18 丙戌⑨

10- 9 安芸国に船2隻を造らせる〔(県)続紀〕。

747 天平 19 丁亥

2-11 この頃，大安寺の食封の一部が備後国に，法隆寺の庄園も同国深津郡にある〔(県)大安・法隆両寺伽藍縁起并流記資財帳〕。

749 天平感宝 1(4.14)/ 天平勝宝 1(7.2) 己丑⑤

10-24 東大寺大仏の本体完成〔東大寺要録〕。

754 天平勝宝 6 甲午⑩

4- 鑑真，東大寺に戒壇を築き，授戒制度確立〔東大寺要録〕。

755 天平勝宝 7 乙未

6-15 安芸国，白鳥を献上〔(県)続紀〕。

756 天平勝宝 8 丙申

10- 7 山陽・南海両遣の春米は以後船で運送させる〔(県)続紀〕。
12-20 備後・安芸など26か国の国分寺に仏具を頒つ〔(県)続紀〕。

757 天平宝字 1(8.18) 丁酉⑧

7- 4 橘奈良麻呂の変起る〔続紀〕。

759 天平宝字 3 己亥

8-3 鑑真，唐招提寺を建立〔扶桑略記〕。

9-19 新羅征討のため船 500 隻の建造を命じ，山陽道諸国には 161 隻を割当てる〔(県)続紀〕。

760 天平宝字 4 庚子④

3-26 備後・安芸など 15 か国，疫病により賑恤される〔(県)続紀〕。

761 天平宝字 5 辛丑

10-10 安芸国に遣唐使船 4 隻を造らせる〔(県)続紀〕。

762 天平宝字 6 壬寅⑫

3-29 備後など 3 か国旱害〔(県)続紀〕。

763 天平宝字 7 癸卯

8-2 備後など 3 か国，飢饉により賑給される〔(県)続紀〕。

8-18 山陽・南海両道など旱害により，節度使を停止〔(県)続紀〕。

764 天平宝字 8 甲辰

1-28 備中・備後両国，飢饉により賑給される〔(県)続紀〕。

3-14 備後など 5 か国，飢饉により賑給される〔(県)続紀〕。

8-9 山陽・南海両道の諸国に旱疫〔(県)続紀〕。

9-11 恵美押勝，謀叛を起す《恵美押勝の乱》〔続紀〕。

765 天平神護 1(1.7) 乙巳⑩

3-2 備後など 3 か国，長年の旱害のため，官稻未納分を免除される〔(県)続紀〕。

6-8 備後国，飢饉により賑給される〔(県)続紀〕。

この年，西大寺創建〔扶桑略記〕。

768 神護景雲 2 戊申⑥

2-17 備後国葦田郡の人綱引金村，孝養心の深きにより，位二級を賜わり，田租を終身免じられる〔(県)続紀〕。

769 神護景雲 3 己酉

9-25 和氣清麻呂，宇佐八幡神の託宣を奏上して，大隅国に流される。姉法均も備後国に

配流。藤原百川，清麻呂のため，備後国の封戸 20 戸を割いて配所に送る〔(県)続紀〕。

770 宝亀 1(10.1) 庚戌

4-26 勅願により，陀羅尼經奉納の小塔百万基を十大寺に分置する〔続紀〕。

8-21 道鏡を造下野国薬師寺別当に任じ，配流〔続紀〕。

9- 6 和氣清麻呂と同姉広虫(法均)を召還する〔続紀〕。

771 宝亀 2 辛亥③

11- 1 安芸国に入唐使船 4 隻を造らせる〔(県)続紀〕。

772 宝亀 3 壬子

11-10 毎年正月に，国分寺で吉祥悔過を行なわせる〔続紀〕。

773 宝亀 4 癸丑⑩

2-16 安芸国にある船を浮かべるため，物部和麻呂ら 3 人に禄を与える〔(県)正倉院文書〕。

775 宝亀 6 乙卯

6-19 安芸国に遣唐使船 4 隻を造らせる〔(県)続紀〕。

778 宝亀 9 戊午

11-18 唐客を送るため，安芸国に船 2 隻を造らせる〔(県)続紀〕。

この頃，備後国深津市が開かれている〔(県)日本霊異記〕。

780 宝亀 11 庚申

7-15 安芸など縁海諸国の警固を厳しくする〔(県)続紀〕。

12- 4 墳墓を壊し，造寺用に石を採るを禁じる〔続紀〕。

この頃，大安寺の封戸 50 戸，東大寺の封戸 150 戸が備後国に，山階寺の封戸 100 戸，東大寺の封戸 50 戸が安芸国にある〔(県)新抄格勅符抄〕。

この頃，安芸国に西大寺領牛田庄がある〔(県)西大寺資材流記帳〕。

781 天応 1(1.1) 辛酉

3- 采女安那御室，外従五位下を授けられる〔(県)続紀〕。

5- 7 沼田郡人佐伯部三国，正六位上より外従五位下に昇叙される〔(県)続紀〕。

この頃，朝野魚養発願の大般若經(瀬戸田耕三寺蔵)書写成る〔同奥書〕。

783 延暦 21 癸亥

6-12 沼田郡人佐伯部三国，佐伯沼田連と賜姓される〔(県)続紀〕。

784 延暦 3 甲子⑨

11-11 桓武天皇，長岡京に移る〔続紀〕。

12-13 王臣諸家・寺家などの山林藪沢占有を禁じる〔続紀〕。

788 延暦 7 戊辰

この年，最澄，比叡山寺を創建〔伝教大師行状〕。

789 延暦 8 己巳

7-27 備後国，飢饉のため賑給される〔(県)続紀〕。

792 延暦 11 壬申⑩

6-7 大宰府管内や陸奥・出羽・佐渡の3か国を除き，諸国の軍団を廃止〔類聚三代格〕。

6-14 諸国に健儿を置く。備後国は50人，安芸国は30人〔(県)類聚三代格〕。

794 延暦 13 甲戌

10-23 平安京に遷都〔紀略〕。

796 延暦 15 丙子

11-22 采女佐伯直那賀女，外従五位下を授けられる〔(県)後紀〕。

797 延暦 16 丁丑

2-13 菅野真道ら，『続日本紀』を撰上する〔続紀〕。

799 延暦 18 己卯

6-5 飢饉により・備後など11か国の田租を免除〔(県)後紀〕。

802 延暦 21 壬午

8-3 損田により，備後・安芸など10か国の田租を免除〔(県)類聚国史〕。

804 延暦 23 甲申

1-7 法相宗など宗ごとの年分度者は，毎年5人とする〔後紀〕。

1-29 甘南備内親王に，牧地として安芸国の野300町を賜う〔(県)後紀〕。

805 延暦 24 乙酉

- 2-14 備後国，飢饉により賑給される〔(県)後紀〕。
2-19 諸国国分寺で薬師悔過を行わせる〔後紀〕。
6-10 備後など11か国，彩帛にかえて絹を貢進〔(県)後紀〕。
8-16 仲野親王に，安芸国賀茂郡の土地50町を賜う〔(県)後紀〕。
12-7 神石など備後国北部8郡の調を生糸より鋏・鉄にかえる。また，備後など21か国の今年の庸を免除〔(県)後紀〕。
この年，雄宗王，伊予親王の反乱に連座し，安芸国に配流。王女浄村女王，その娘宮子も従う。宮子，賀茂郡凡直の戸籍に編籍される〔三代実録〕。

806 大同1(5.18) 丙戌⑥

- 1-26 天台宗，はじめて年分度者2人を認められる〔元亨釈書〕。
5-14 備後国より長門国に至る駅館の修理は，農閑期になすべきとする〔(県)後紀〕。
11-7 疲弊のため，備後・安芸・周防3か国の田租を6年に限って減免〔(県)類聚国史〕。

807 大同2 丁亥

- 2-13 齋部広成『古語拾遺』を撰上する〔類聚三代格〕。
10-25 備後・安芸など9か国の駅馬を5疋ずつ減じる〔(県)類聚三代格〕。

808 大同3 戊子

- 5-19 備後・安芸など5か国の未進雑穀・庸を穎稻にかえて納めさせる〔(県)後紀〕。
9-21 備後・安芸などの田租徴収につき，厳しく免四収六の法を適用させる〔(県)後紀〕。

810 弘仁1(9.19) 庚寅

- 3-3 備後など3か国，飢饉により賑給される〔(県)紀略〕。
3-10 はじめて蔵人所を置く〔皇年代略記〕。

811 弘仁2 辛卯⑫

- 7-17 安芸国佐伯郡速谷神・伊都岐嶋神，ともに名神例・兼四時弊に預かる〔(県)後紀〕。

813 弘仁4 癸巳

- 6-2 洪水により，安芸・石見両国の田租を免除〔(県)類聚国史〕。
この頃，讃岐国の青目上人，備後国府中に青目寺を開く〔福山志料〕。

814 弘仁5 甲午⑦

- 6-1 万多親王ら，『新撰姓氏録』を撰上する〔紀略〕。

815 弘仁 6 乙未

1-21 朝堂院修理のため、備後など諸国から役夫を徴発〔(県)後紀〕。

819 弘仁 10 己亥

5-3 僧空海、高野山に金剛峯寺を建立〔弘法大師行化記〕。

5-21 安芸以西の山陽道など遠国については、10月以後でも9月の風水損を聴許〔(県)類聚三代格〕。

7-25 安芸国、大同3年の免四収六の法の4年間延長が認められる〔(県)類聚国史〕。

820 弘仁 11 庚子①

2-29 僧最澄、『顕戒論』を進上〔叡山大師伝〕。

8-4 安芸など4か国の未納稲を免除〔(県)類聚国史〕。

この年、備後国の出挙稲は正税・公廩各24万束、国分寺料2万束、安芸国の出挙稲は正税・公廩各16万束、国分寺料3万束に定められる〔(県)弘仁式〕。

822 弘仁 13 壬寅⑨

6-11 比叡山に戒壇院建立を勅許〔叡山大師伝〕。

8-1 災害頻発のため、諸国の国分寺に悔過を命じる〔紀略〕。

824 天長 1(1.5) 甲辰

この年、安芸国、旱害・疫病により賑恤される〔類聚国史〕。

831 天長 8 辛亥

10-26 安芸国の土地がやせているため、当年の田租を免四収六とする〔(県)類聚国史〕。

11-5 安芸国俘囚長吉弥佐津吉に外従八位下、俘囚吉弥軍麻呂に外少初位下を授ける〔(県)類聚国史〕。

833 天長 10 癸丑⑦

2-15 清原夏野ら、『令義解』を撰上する〔同書〕。

10-9 賀茂郡人風早富磨、孝養心厚きにより位三階を叙せられ、田租を免除される。佐伯郡人伊福部五百足らも、多くの田地を耕し困乏の人を救ったため位一階を叙せられる〔(県)続後紀〕。

835 承和 2 乙卯

3-16 備後・安芸など5か国より計16万束の正税を出挙し、その利息で周防鑄銭司の俸給を補う〔(県)続後紀〕。

5-29 備後・安芸などの諸国に、年料貢賦の練糸を生糸にかえて納めさせる〔(県)続後紀〕。

837 承和 4 丁巳

6-21 疫病流行のため、諸国国分寺に金剛般若経転読・薬師悔過を行わせる〔続後紀〕。

6-28 備後国、飢饉により賑給される〔(県)続後紀〕。

838 承和 5 戊午

5- 9 安芸国の公廩稻 3 万 1200 束を新たに出挙して、その利息を管内駅子らの食料にあてる〔(県)続後紀〕。

6- 8 安芸など 3 か国の目を 1 人増員〔(県)類聚三代格〕。

841 承和 8 辛酉⑨

12-19 藤原緒嗣ら、『日本後紀』を撰上する〔続後紀〕。

853 仁寿 3 癸酉

10-16 窮民を救うため、安芸国佐伯・山県・沙田の 3 郡の今年の徭役を免除〔(県)文徳天皇実録〕。

12-18 災害を鎮めるため、諸国の国分寺・同尼寺で陰明書法を行わせる〔文徳天皇実録〕。

859 貞観 1(4.15)己卯

1-27 安芸国の伊都岐嶋神を正五位下から、速谷神も従五位上からともに従四位下に昇叙。多家神も従五位下より従五位上に昇叙〔(県)三代実録〕。

3-26 安芸国の大麻天神・伊都岐嶋中子天神・水分天神・天社天神を正六位上より従五位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

4- 3 安芸国の采女凡直貞刀自に笠朝臣宮子の姓名を賜う〔(県)三代実録〕。

4-27 多家神を再び従四位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

8- 大安寺の僧行教、宇佐八幡宮を山城国綴喜郡石水男山に勧請する〔朝野群載〕。

この頃、木造薬師如来像他 11 体(千代田古保利薬師堂蔵)成る〔広島県文化財解説図録〕。

860 貞観 2 庚辰⑩

2-28 備後国の大蔵神・神田神を正六位上より従五位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

10- 3 安芸国佐伯郡にはじめて主政一員を置く〔(県)三代実録〕。

861 貞観 3 辛巳

10-20 備後国の大神神・天照真良建雄神を正六位上より従五位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

862 貞観 4 壬午

7-10 安芸国高宮郡大領三使弟継・少領三使勝雄ら 18 人，本姓仲県国造に復する〔(県)三代実録〕。

7-27 安芸国安芸郡にはじめて主政 1 員を置く〔(県)三代実録〕。

863 貞観 5 癸未⑥

3-4 咳病流行のため，諸国の名神に祈祷を命じる〔三代実録〕。

6-21 安芸国佐伯郡に主政・主帳各 1 員を増加〔(県)三代実録〕。

10-29 安芸国の天磐門別神・在屋神を正六位上より従五位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

864 貞観 6 甲申

11-10 備後国品治郡の人品治宮雄，本居を山城国葛野郡に改める〔(県)三代実録〕。

865 貞観 7 乙酉

8-17 備後国北部 8 郡の採鉄を助け，連年の旱疾から救うため，4 年間を限り毎年 4 郡ごとの課役を免除〔(県)三代実録〕。

866 貞観 8 丙戌③

4-11 備後・安芸など山陽・南海両道の諸国司に，横行する賊党の追捕を厳命〔(県)三代実録〕。

8-19 藤原良房を摂政に任じる〔三代実録〕。

867 貞観 9 丁亥

2-19 藤原良相，貞観寺に備後国深津荘他 6 か荘を施入〔(県)仁和寺 1〕。

4-8 備後国の甘南備神・高諸神を従五位上より正五位下に昇叙〔(県)三代実録〕。

10-13 安芸国の伊都岐嶋神・速谷神を従四位下より従四位上に，安芸都彦神を従五位上より正五位下に，生石神を正六位上より従五位上に，伊都嶋宗形小専神・楹櫃神を正六位上より従五位下に，それぞれ昇叙〔(県)三代実録〕。

869 貞観 11 己丑

8-14 藤原良房ら，『続日本後紀』を撰上する〔同序文〕。

11-21 旱害により，安芸国の今年の田租を半分減免〔(県)三代実録〕。

870 貞観 12 庚寅

2-25 備中・備後両国に鑄銭料銅の採進を命じる〔(県)三代実録〕。

872 貞観 14 壬辰

5-30 備後国で連理樹を得る [(県)三代実録]。

8-8 備後国安那郡の人安那豊吉売, 三つ子を出産し, 稲 300 束と乳母 1 人を賜わる [(県)三代実録]。

11-17 備後国司, 班田授口帳を官に進め, 男 1 万 3004 人を記す [(県)三代実録]。

873 貞観 15 癸巳

12-17 貧窮が甚しい備後国の百姓 7413 人の課役を 1 年間免除 [(県)三代実録]。

875 貞観 17 乙未

10-10 安芸国遠管駅の駅子の今年の調を免除 [(県)三代実録]。

877 元慶 1(4.16) 丁酉②

3-3 備後国, 白鹿 1 匹を朝廷に献上 [(県)三代実録]。

4-16 白鹿を献上した葦田郡の今年の調を免除 [(県)三代実録]。

878 元慶 2 戊戌

2-5 飢饉により, 備後国の困窮している 2040 人の課役を免除する [(県)三代実録]。

5-9 備中・備後両国より, 柘弓をそれぞれ百枝採進させる [(県)三代実録]。

9-8 安芸国に改鑄の国印を賜う [(県)三代実録]。

11-13 備後国の甘南備神を正五位下より正五位上に, 天別豊姫神を従五位下から従五位上に昇叙 [(県)三代実録]。

12-15 備後国の隠嶋神に従五位下を授ける [(県)三代実録]。

879 元慶 3 己亥⑩

11-13 藤原基経, 『日本文徳天皇実録』を撰上する [同書]。

880 元慶 4 庚子

11-8 藤原基経を関白に任じる [公卿補任]。

881 元慶 5 辛丑

2-23 4 年間を限って, 備後の国儲料を公廩の 10 分の 2 に加増し, 四度使雑掌らの粮に充てさせる [(県)三代実録]。

883 元慶 7 癸卯

12-28 安芸国の風伯神を正六位上より従五位下に昇叙 [(県)三代実録]。

885 仁和 1(2.21) 乙巳③

3-7 源湛を備後国に派遣し、野禽を払わせる〔(県)三代実録〕。

887 仁和 3 丁未⑪

6-2 備後など19か国の貢絹が匱乏なため、旧様の絹1疋を賜い範とさせる〔(県)三代実録〕。

7-30 諸国に大地震がある〔三代実録〕。

892 寛平 41 壬子

5-10 菅原道真ら、『類聚国史』を撰修する〔菅家文草〕。

894 寛平 6 甲寅

2-23 耕田の数に準じて正税をとる〔類聚三代格〕。

9-30 菅原道真の建言により、遣唐使の派遣を中止〔紀略〕。

896 寛平 8 丙辰①

3-4 備後など7か国に課していた鑄銭料雑物をやめ、周防国の田租をそれに充てる〔(県)類聚三代格〕。

897 寛平 9 丁巳

1-25 諸国より貢進する采女数を定め、備後・安芸両国は各1人とする〔(県)類聚三代格〕。

901 延喜 1(7.15) 辛酉⑥

1-25 菅原道真を大宰権帥に左遷〔紀略〕。

8-2 藤原時平ら、『日本三代実録』を撰進する〔紀略〕。

902 延喜 2 壬戌

3-13 備後など16か国で、田租として穎稻を徴収することを禁止〔(県)類聚三代格〕。

3-13 初めての荘園整理令を發布《延喜の荘園整理令》。12年に1度班田を行うことにする〔類聚三代格〕。

904 延喜 4 甲子③

3-2 安芸守伴忠行、京中で群盗のため射殺される〔(県)紀略〕。

905 延喜 5 乙丑

4-15 紀貫之ら、『古今和歌集』を撰進する〔紀略〕。

906 延喜 6 丙寅⑫

7-28 備後国の訴えにより、相撲人の悪行を厳禁〔(県)類聚三代格〕。

907 延喜 7 丁卯

11-15 藤原時平ら、延喜格を撰上する〔紀略〕。

910 延喜 10 庚午

7-10 旱害のため、諸国の神社に祈らせ、恩赦を行う〔紀略〕。

12-27 備後など 11 か国例進の塩を舂米に改め、さらに例進外の地子稲を加舂させる〔(県)政事要略〕。

914 延喜 4 甲戌

4-28 三善清行、意見封事十二か一条を奏上〔扶桑略記〕。

8- 8 諸国の雑田を返進させ、その地子稲を正税に混合させる。備後国では、国造田 18 町・俘囚田 10 町・闕郡司職田 44 町。安芸国では、国造田 6 町・闕郡司職田 3 町。諸国の地子交易物価を定める。備後国の鋤 1 口 3 束、鉄 1 廷 6 束、安芸国の絹 1 疋 60 束〔(県)政事要略〕。

8-15 諸国より例進の地子雑物を定める。備後国は、米 130 石・油 4 石・鋤 500 口・鉄 250 廷。安芸国は、絹 20 疋・油 1 石 3 斗・米 35 斛〔(県)政事要略〕。

917 延喜 17 丁丑⑩

閏 10-26 備後国、白鹿を献上〔(県)紀略〕。

927 延長 5 丁亥

12-26 藤原時平ら、延喜式を撰進する〔紀略〕。

935 承平 5 乙未

2- 平将門、伯父平国香を殺害する《承平・天慶の乱の始り》〔将門記〕。

この頃、紀貫之、『土佐日記』を著わす。また、源順、『倭名類聚抄』を編纂する。

938 天慶 1(5.22) 戊戌

4- 空也、京中で念仏を唱え、庶民を教化する〔元亨釈書〕。

11-18 醍醐寺法華三昧堂料所として、伊勢国曾祢庄と安芸国牛田庄の地子 100 石を充て

る〔(県)醍醐寺新要録〕。

939 天慶 2 己亥⑦

12-15 平将門，上野国府を攻略して，新皇と自称〔将門記〕。

12-21 備中・備後など諸国に，藤原純友の追捕を命じる〔(県)本朝世紀〕。

940 天慶 3 庚子

1- 1 東海・東山・山陽諸道の追捕使を任命。山陽道追捕使は小野好古〔紀略〕。

2- 1 伊津岐島・速谷両神，正四位下に昇叙〔(県)長寛勘文〕。

2-26 内豎頭義友を伊勢掾に任じ，備後警固使となす〔(県)貞信公記〕。

3- 5 藤原秀郷，平将門の誅殺を報じる〔紀略〕。

6- 『将門記』成る〔同書〕。

8-18 賊船，伊与・讃岐両国を虜掠し，備前・備後両国の兵船を焼く〔師守記，(県)紀略〕。

941 天慶 4 辛丑

5-19 藤原純友，大宰府に侵入〔紀略〕。

6-20 伊予警固使橘遠保，同国の日振島で藤原純友を討つ〔本朝世紀〕。

10-23 山陽・南海両道の警固使・押領使などを停止〔本朝世紀〕。

945 天慶 8 乙巳

7- 数百人の民衆，志多良神を奉じて，摂津国より石清水八幡宮に到る〔本朝世紀〕。

9- 2 諸国参期の時期を定める。備後国は11月，安芸国は12月〔(県)拾介抄〕。

947 天曆 1(4.22) 丁未⑦

6- 北野神社創建〔菅家御伝記〕。

948 天曆 2 戊申

12- 3 備後国などの国司が虚偽の不堪佃田を行ったため，明法博士惟宗公方に罪状を勘申させる〔(県)政事要略〕。

949 天曆 3 己酉

6-22 紀則常夫妻の発願により，紺紙金銀泥法華経(尾道浄土寺蔵)の書写成る〔同経奥書〕。

951 天曆 5 辛亥

3-20 仁王会請僧供米を諸国に充て，備後国には春季料のうち150石を進上させる〔(県)西宮記〕。

956 天曆 10 丙辰

7-23 旱魃のため、東海・東山・山陽 3 道の田租を免除〔北山抄〕。

957 天徳 1(10.27) 丁巳

2-13 僧尊住を安芸国分寺僧に任ずる〔(県)朝野群載〕。

958 天徳 2 戊午⑦

3-25 乾元大宝銭《皇朝十二銭の最後》ができる〔紀略〕。

8-13 安芸国、延暦寺戒壇院に国分寺僧尊住の授戒を請う〔(県)朝野群載〕。

960 天徳 4 庚申

9-23 初めて内裏が焼亡〔紀略〕。

9-28 諸国に内裏造営を課す。宣耀殿は安芸国、四面廊は備後など 6 か国が分担〔(県)扶桑略記〕。

961 応和 1(2.16) 辛酉⑧

5-17 内裏造営により、当年の諸国田租を半分に免じる〔紀略〕。

6- 5 藤原師輔、息尋禪に、備後国堺庄他 10 か所の庄園を譲る〔(県)門葉記〕。

6- 諸国旱魃〔扶桑略記〕。

965 康保 2 乙丑

7-26 道喜、伊豆国の寺で紺紙金泥宝篋印陀羅尼經(広島西福院蔵)を書写〔同序文〕。

967 康保 4 丁卯

7- 9 初めて延喜式を頒布〔紀略〕。

969 安和 2 己巳⑤

3-25 源満仲の密告により、橘繁延らを逮捕。左大臣源高明を大宰権帥に左遷《安和の変》〔紀略〕。

970 天禄 1(3.25) 庚午

6-14 祇園御霊会を官祭として初めて行う〔二十二社註式〕。

9- 8 秋季御読経新米として、安芸国に年料米から 100 石を進納させる〔(県)類聚符宣抄〕。

973 天延 1(12.20) 癸酉

5-3 備後・安芸など10か国に、薬師寺の造営を命じる〔(県)紀略〕。

976 貞元 1(7.13) 丙子

5-11 内裏焼亡〔紀略〕。

980 天元 3 庚辰⑧

11-22 内裏焼亡〔紀略〕。

982 天元 5 壬午⑫

10- 慶滋保胤、『池亭記』を著わす〔扶桑略記〕。

この頃、源高明、『西宮記』を著わす〔同書〕。

11-17 内裏焼亡〔紀略〕。

984 永観 2 甲申

11- 源為憲、尊子内親王のため『三宝絵詞』を著わす〔大鏡〕。

985 寛和 1(4.27) 乙酉⑧

4- 源信、『往生要集』を著わす〔扶桑略記〕。

988 永延 2 戊子⑤

8-28 線刻阿弥陀仏鏡像(宮島中村隆燈氏蔵)成る〔同陰刻銘〕。

11- 8 尾張国郡司百姓ら、国司藤原元命の非法を訴える〔尾張国郡司百姓等解文〕。

995 長徳 1(2.22) 乙未

4-27 疫病流行により、諸国に六観音像・大般若経を図写させる〔紀略〕。

5-11 藤原道長を内覧に任じる〔公卿補任〕。

996 長徳 2 丙申⑦

この頃、清少納言、『枕草子』を著わす〔同書〕。

999 長保 1(1.13) 己亥③

6-14 内裏焼亡〔本朝世紀〕。

1001 長保 3 辛丑⑫

11-18 内裏焼亡〔紀略〕。

1002 長保 4 壬寅

この頃、『源氏物語』の一部が成る〔同書〕。

1003 長保 5 癸卯

9-3 備後国司藤原寧親，前司藤原理明の交替の違期を訴える〔(県)類聚符宣抄〕。

1005 寛弘 2 乙巳

11-15 内裏焼亡し，神鏡破損〔小右記〕。

1006 寛弘 3 丙午

10-20 宋商人曾令文，藤原道長に『白氏文集』・『文選』などを贈る〔御堂関白記〕。

1008 寛弘 5 戊申

6-21 備後国交替使を定める〔(県)御堂関白記〕。

この頃，惟宗允亮，『政事要略』を著わす。

1014 長和 3 甲寅

2-9 内裏焼亡〔小右記〕。

1015 長和 4 乙卯⑥

10-27 藤原道長に摂政に准じた除目雑事を行わせる〔御堂関白記〕。

11-17 新造内裏焼亡〔紀略〕。

1016 長和 5 丙辰

7-20 京都大火，藤原道長の土御門第なども焼失〔御堂関白記〕。

1017 寛仁 1(4.23)丁巳

3-16 藤原頼通を摂政に任じる〔紀略〕。

10-2 五畿内七道諸国の主な神社に，神宝と御幣を奉納〔(県)左経記〕。

10-22 賀茂上下社修造につき，安芸・阿波などの国より材木を召す〔(県)小右記〕。

1018 寛仁 2 戊午④

この年，備後国，水損・旱損の害を被る〔(県)小右記〕。

1019 寛仁 3 己未

4-7 大宰権帥藤原隆家ら，来襲した刀伊人を撃退〔朝野群載〕。

12-22 藤原頼通を関白に任じる〔紀略〕。

この頃、藤原公任、『北山抄』を著わす〔同書〕。

1021 治安 1(2.2) 辛酉

4-26 疫病流行を調伏するため、修学僧綱以下に諸社での仁王講を命じ、備後国より御燈料油を召す〔(県)左経記〕。

1022 治安 21 壬戌

4- 3 安芸など4か国に内裏西大垣の修築を命じる〔(県)小右記〕。

1025 万寿 2 乙丑

7- 諸国旱魃で、庖瘡が大流行する〔小右記〕。

10- 4 安芸国に御読経料物50石を上進させる〔(県)小右記〕。

10-27 備後国司橘義通が進めた俸料代絹20疋、麓悪につき返却される〔(県)小右記〕。

1027 万寿 4 丁卯

6-23 備後国、5年の正税減省が認められる〔(県)小右記〕。

9- 8 安芸国司、不勤により減省を申請〔(県)小右記〕。

12-24 藤原道長没(62)〔小右記〕。

1028 長元 1(7.25) 戊辰

6-21 檢非違使平直方・中原成道に平忠常の追討使を命じる《平忠常の乱》〔左経記〕。

1031 長元 4 辛未⑩

6- 3 藤原守仲、息守満に三田郷と別符重行名を譲る〔(県)新出巖島1〕。

1032 長元 5 壬申

6- 2 安芸守紀宣明夫妻、強盗のために殺される〔(県)左経記〕。

1034 長元 7 甲戌⑥

8- 9 大風雨で内裏殿舎など多数が崩壊〔左経記〕。

8-19 風損した内裏殿舎の修造を諸国に命じる。備後国は八省院廊17間のうち4間、安芸国は豊楽院明儀堂19間のうち5間を分担〔(県)左経記〕。

11- 1 安芸国、例の減省を認められる〔(県)左経記〕。

この年、『栄華物語』正篇成る〔同書〕。

1039 長暦 3 己卯⑫

6-27 内裏焼亡〔扶桑略記〕。

1040 長久 1(11.10) 庚辰

6- 3 諸国に荘園停止を命じる《長久の荘園整理令》〔春記〕。

9- 9 内裏京極殿焼亡し，神鏡罹災〔春記〕。

1042 長久 3 壬午⑨

12- 8 内裏焼亡〔扶桑略記〕。

1043 長久 4 癸未

5- 8 諸国の旱魃甚しく，神泉苑で請雨経法を行う〔扶桑略記〕。

12-11 一条院内裏焼亡〔扶桑略記〕。

1044 寛徳 1(11.24) 甲申

8-27 旱害・疫病により，二十二社に奉幣〔扶桑略記〕。

11-24 安芸国などの申請雑事を定める〔(県)春記〕。

1045 寛徳 2 乙酉⑤

この年，新立の荘園を停止《寛徳の荘園整理令》〔勘仲記〕。

1047 永承 2 丁亥

6- 諸国旱魃〔扶桑略記〕。

1048 永承 3 戊子①

1-28 中原師任，安芸守となる〔地下家伝〕。

7- 2 藤原守満，息守頼に三田郷と別府重行名を譲る〔(県)新出巖島 2〕。

11- 2 内裏焼亡〔扶桑略記〕。

1051 永承 6 辛卯

この年，俘囚安倍頼良反乱。源頼義を陸奥守に任じ，追討を命じる《前九年の役》〔本朝続文粹〕。

1052 永承 7 壬辰

3-28 藤原頼通，宇治別業を仏院に改め，平等院と称する〔扶桑略記〕。

この年より，末法に入る〔扶桑略記〕。

1053 天喜 1(1.11) 癸巳⑦

2- 5 藤原頼方，高田郡々司職に補任される〔(県)御判物帖 1〕。

1054 天喜 2 甲午

1- 8 高陽院内裏焼亡〔百鍊抄〕。

12- 8 京極院内裏焼亡〔百鍊抄〕。

1055 天喜 3 乙未

3-13 諸国に寛徳 2 年以後の新立荘園の停止を命じる《天喜の荘園整理令》〔勘仲記〕。

1057 天喜 5 丁酉

3-10 藤原守頼，息守遠に三田郷と別符重行名を譲る〔(県)新出巖島 3〕。

7-26 征夷大將軍源頼義，安倍頼時を討つ〔陸奥話記〕。

1058 康平 1(8.29) 戊戌⑩

2-26 新造内裏など焼亡〔扶桑略記〕。

11-28 天変地異の終熄を祈り，伊勢神宮に宸筆宣命を奉納〔扶桑略記〕。

1059 康平 2 己亥

1- 8 一条院内裏焼亡〔百鍊抄〕。

1062 康平 5 壬寅

9-17 源頼義，厨川柵で安倍貞任を討つ。弟安倍宗任，まもなく投降〔陸奥話記〕。

10- 讃岐国曼茶羅寺住僧善芳，堂宇修理のため安芸国より材木を買い求める〔東寺百合文書〕。

1063 康平 6 癸卯

2-16 源頼義，安倍貞任らの首を携え入京し，京都西獄門にさらす〔水左記〕。

8- 源頼義，相模国由比郷に八幡宮を建立〔吾妻鏡〕。

1064 康平 7 甲辰⑤

この頃，藤原明衡，『新猿楽記』を著わす。

1065 治暦 1(8.2) 乙巳

9-19 新立の荘園を停止《治暦の荘園整理令》〔勘仲記〕。

10- 3 伴利重，丹治部近恒に高田郡風早郷柏木の私領田を沽却〔(県)野坂 3-1〕。

1066 治暦 2 丙午

3- 2 中原実安，郷司藤原朝臣に高田郡三田郷佐々井村の水田を沽却〔(県)酒井清太郎巖島 1〕。

1068 治暦 4 戊申

3-10 藤原守遠，養子頼方に三田郷と別符重行名を譲る〔(県)新出巖島 4〕。

4-17 藤原教通を関白に任じる〔本朝世紀〕。

12-11 二条内裏焼亡〔本朝世紀〕。

1069 延久 1(4.13) 己酉⑩

2-23 寛徳 2 年以後の新立荘園を停止《延久の荘園整理令》〔扶桑略記〕。

閏 10-11 初めて，太政官庁朝所に記録荘園券契所を置く〔百鍊抄〕。

1070 延久 2 庚戌

8-15 石清水八幡宮放生会に勅使を派遣，以後恒例となる〔石清水八幡宮記録〕。

1072 延久 4 壬子⑦

9-10 藤原頼方，三田郷々司職に補任される〔(県)新出巖島 5〕。

9-29 量衡の制を定める《延久の宣旨栴》〔扶桑略記〕。

10-25 後三条天皇，円宗寺に行幸し，最勝会・法華会を行う〔扶桑略記〕。

12-29 白河天皇即位〔中右記〕。

1074 承保 1(8.23) 甲寅

8-10 伴有恒，僧行命に三田郷内深波の私領田畠を沽却〔(県)安芸国徴古雑抄 7〕。

1075 承保 2 乙卯④

2- 延暦・園城両寺の僧徒，戒壇建立のことで抗争〔一代要記〕。

6- 3 僧住久，若税所に三田郷内の私領田畠を沽却〔(県)安芸国徴古雑抄 8〕。

1076 承保 3 丙辰

2-10 書生凡貞行，郷司藤原頼方に風早郷中千原村の私領田畠を沽却〔(県)野坂 3-4〕。

1077 承暦 1(11.17) 丁巳⑫

12-30 藤原頼方，嫡子頼成に三田郷・別符重行名を譲るにつき，国裁を請う〔(県)安芸

国徴古雑抄 12]。

この年，諸国旱魃〔水左記〕。

1078 承暦 2 戊午

9- 2 藤原頼方，風早郷々司職に補任される〔(県)御判物帖 2〕。

10- 3 藤原頼方，嫡子頼成に三田・風早両郷を譲る〔(県)御判物帖 3〕。

1080 承暦 4 庚申⑧

2- 6 高陽院内裏焼亡〔扶桑略記〕。

10-23 閑院内裏焼亡〔水左記〕。

1081 永保 1(2.10)辛酉

11-18 二十二社の制成る〔百鍊抄〕。

1082 永保 2 壬戌

2-19 円宗寺で最勝会を行い，恒例となる〔年中行事秘抄〕。

6-16 諸国進納の円宗寺法華会料物を定める。備後国は米 35 石・油 2 斗・安芸国は米 30 石・油 2 斗〔(県)江家次第〕。

7-29 内裏焼亡〔扶桑略記〕。

この夏，諸国旱魃〔扶桑略記〕。

1083 永保 3 癸亥⑥

6- 藤原頼方，高田郡大領に補任される〔(県)御判物帖 4〕。

9- 陸奥守源義家赴任。時に清原家衡・同真衡争う。義家，真衡を助け，家衡を攻める《後三年の役》〔奥州後三年記〕。

1085 応徳 2 乙丑

7- この頃，京中で淫祠を祭るものが多く，檢非違使にそれを破壊させる〔為房卿記〕。

9-15 性信親王，喜多院に備後など 11 か国の封戸 275 戸を寄進〔(県)朝野群載〕。

10-24 内裏に放火〔為房卿記〕。

1086 応徳 3 丙寅②

11-26 白河天皇，位を退き，院政を開始〔師通記〕。

1087 寛治 1(4.7) 丁卯

12-26 源義家，出羽国金沢柵を攻略，清原家衡・武衡を誅伐したと上申〔本朝世紀〕。

1088 寛治 2 戊辰⑩

2-22 白河上皇，高野山に御幸〔師通記〕。

1090 寛治 4 庚午

1-22 白河上皇，熊野に参詣し，初めて三山檢校職を置く〔師通記〕。

7-13 堀川天皇，御供田として，下賀茂社に諸国の不輸田 745 町を寄進。備後国では勝田荘田地 40 町，安芸国では竹原荘 40 町を充てる〔(県)賀茂社古代庄園御厨〕。

1091 寛治 5 辛未⑦

2-19 白河上皇，高野山に御幸〔高野春秋〕。

2-20 上皇，奥院で埋経し，30 聖人の供米料足として，安芸国能美荘の年貢 108 石を永代に寄進〔(県)高野春秋〕。

4-10 三善兼信，祖父信職の譲りに任せ，田所執事職に補任される〔(県)芸藩通志田所 2〕。

6-12 源義家が兵を率いて入京するのを止め，また彼に諸国の百姓が私田公験を寄進するを禁じる〔師通記〕。

1092 寛治 6 壬申

5- 5 源義家が諸国に立てた荘園を停止〔師通記〕。

8- 4 諸国に大風洪水〔中右記〕。

1093 寛治 7 癸酉

3- 3 白河上皇，藤原師通に諸国に濫置される荘園の制止を諮問〔師通記〕。

5- 5 賀茂社で初めて競馬を行う。以後恒例〔賀茂皇太神宮記〕。

1094 嘉保 1(12.15) 甲戌③

8-25 備後国など伊勢神宮役夫工米の免除を申請〔(県)中右記〕。

11-15 安芸国からの五節舞姫参内〔(県)中右記〕。

1095 嘉保 2 乙亥

3-14 秦永光，書生丹治部近恒に三田郷内常地田を沽却〔(県)古事類苑巖島 3〕。

8-15 藤原頼成，相伝の高田郡 7 か郷内の畠を注進し，安堵の国裁を請う。国司藤原有俊，領知を承認〔(県)新出巖島 14〕。

11- 6 安芸国司有俊，役夫工米について伊勢神宮使の凌轢を訴える〔(県)中右記〕。

1096 永長 1(12.17) 丙子

- 5-14 諸国の国分寺に丈六観音像を安置させる〔師通記〕。
6- これ以降、京中に田楽が大流行《永長の大田楽》〔中右記〕。
6- 藤原頼成，父頼方の譲りに任せ，高田郡々司職に補任される〔(県)御判物帖7〕。
12-26 藤原頼成，三田・風早・麻原・甲立4か郷の郷司職に補任される〔(県)御判物帖8〕。

1097 承德 1(11.21) 丁丑①

- 2-10 堀川天皇の南都御幸につき，備後・安芸両国には淀川の浮橋100丈のうち各12丈が割当られる〔(県)中右記〕。
3-5 藤原頼成，粟屋・船木両郷々司職に補任される〔(県)御判物帖9〕。
8-2 日熊光末，書生丹治部近恒に三田郷草佐村の古作田を沽却〔(県)古事類苑巖島4〕。

1098 承德 2 戊寅

- 2-20 藤原頼成，高田郡大領に補任される〔(県)御判物帖10〕。
3-28 橘頼時，藤原頼成に三田郷小宅村の古作田を沽却〔(県)古事類苑巖島5〕。
12-24 小童保，祇園社の日別神供料所として，僧勝尊の開発私領田を立保〔長秋記〕。

1099 康和 1(8.28) 己卯⑨

- 5-12 新立荘園を停止《康和の荘園整理令》〔師通記〕。
この頃，大江匡房，『江家次第』を著わす〔同書〕。

1101 康和 3 辛巳

- 3-28 御願寺(尊勝寺)の塔2基造立につき，諸国に金物を課す。備後国は東塔東面，安芸国は同北面を分担〔(県)殿暦〕。

1103 康和 5 癸未

- 10-3 伯耆国一宮に埋経〔同経筒銘〕。
12-5 備後・出雲両国に，再び東宮御厨が立てられる〔(県)中右記〕。

1105 長治 2 乙酉②

- 2-15 藤原清衡，陸奥国平泉に中尊寺を造立〔中尊寺経蔵文書〕。

1106 嘉承 1(4.9) 丙戌

- 2-19 丹治部近恒，負累物の代として，藤原頼成に高田郡および安南郡の田畠を渡す〔(県)安芸国徴古雑抄61〕。
5-9 疫病除災のため，僧1000人が大極殿で読経〔中右記〕。
6- 京中に田楽が流行する〔中右記〕。

11-9 白河上皇の春日社参詣につき、諸国に料足を課す。備後国は国絹3疋、安芸国は国絹5疋〔(県)中右記〕。

1108 天仁1(8.3) 戊子

9-4 僧永観、東山で迎講を行う〔中右記〕。

1109 天仁2 己丑

4-30 太政官、安芸国司に藤原頼成を高田郡大領に任用させる〔(県)御判物帖11〕。

1110 天永1(7.13) 庚寅⑦

7-20 藤原忠実、封戸を割き諸社に寄進。備後国では、北野社・賀茂社・松尾社へ各5畑。安芸国では、祇園社へ5畑〔(県)朝野群載〕。

1111 天永2 辛卯

10-5 荘園記録所事始め〔殿暦〕

1113 永久1(7.13) 癸巳③

閏3-27 疫病流行のため、二十二社に奉幣〔殿暦〕。

閏3-29 延暦寺僧徒、清水寺の堂舎を破壊し、白河上皇御所に興福寺衆徒の罪状を強訴〔殿暦〕。

1114 永久2 甲午

3-10 藤原頼成、嫡子成孝に三田郷内の私領田畠を譲るにつき、安堵の国裁を請う。国司藤原尹通、これを承認〔(県)厳島・補遺1〕。

7-6 延暦寺山上で兵仗を帯びることを禁じる〔中右記〕。

1116 永久4 丙申①

この年、三善為康、『朝野群載』を編纂する〔同書〕。

1118 元永1(4.3) 戊戌⑨

4- 藤原季行、大般若経(尾道円広寺蔵)2巻を書写〔(県)同奥書〕。

1119 元永2 己亥

3-25 白河上皇、藤原忠実の上野国の荘園5000町を停止する〔中右記〕。

12-5 藤原宗忠、子孫のことを祈り、石清水八幡宮に備後国の家封10畑を寄進〔(県)中右記〕。

12-18 安芸国，不堪佃田を訴える〔(県)中右記〕。

1121 保安 2 辛丑⑤

1-22 藤原忠通を内覧に任じる〔中右記〕。

1126 大治 1(1.22) 丙午⑩

12-20 安芸など9か国，不堪佃田を訴える〔(県)祢家抄〕。

1127 大治 2 丁未

5-19 寛徳以後の新立荘園を停止。課役を忌避するため，公民が他荘園へ逃れることを禁じる《大治の荘園整理令》〔勤仲記〕。

10-30 鳥羽上皇，高野山 30 仏聖人供料所として，永代に安芸国可部荘の年貢 108 石を寄進〔高野山文書・又続宝簡集 1661〕。

1129 大治 4 己酉⑦

2-17 安芸国申請雑事につき，条事を裁許〔(県)長秋記〕。

3- 平忠盛に山陽・南海両道の海賊追捕を命じる〔朝野群載〕。

7-7 白河上皇没(77)〔中右記〕。

1130 大治 5 庚戌

12-2 諸国に伊勢神宮役夫工米を課す〔中右記〕。

1131 天承 1(1.29) 辛亥

この頃，『大鏡』成る〔同書〕。

1132 長承 1(8.11) 壬子④

1-14 藤原忠実を内覧に任じる〔中右記〕。

3-13 得長寿院造営の功により，平忠盛の内昇殿を許す〔中古記〕。

11-1 鳥羽上皇，高野山西塔などの仏聖人供料所として，安芸国安摩荘の年貢を寄進〔(県)宝簡集他 261〕。

1135 保延 1(4.27) 乙卯

4-8 平忠盛を海賊追罰使に任じ，西国へ遣わす〔(県)長秋記〕。

8-19 忠盛，捕えた海賊 70 人を検非違使に引渡す〔(県)長秋記〕。

1138 保延 4 戊午

1-23 桑原貞助の発願により、播磨国書写山円教寺の住僧ら大般若経(吉舎大慈寺蔵)を書写〔(県)同奥書〕。

1139 保延 5 己未

1- 藤原成孝，三田郷々司職に補任される〔(県)安芸国徴古雑抄 69〕。

5-17 安芸国司，不動倉の開検を申請〔(県)台記〕。

6- 藤原成孝，中原師長に三田・風早両郷の私領田畠などを譲り，下司に補任せられんことを請う(この企ては失敗に終る)〔(県)浅野忠允厳島 1〕。

1143 康治 2 癸亥②

6-30 源為義，藤原頼長に臣属する〔台記〕。

1144 天養 1(2.23) 甲子

9-10 藤原成孝，中原師長に風早郷の田畠などの立券目録を預け渡す〔(県)野坂 77〕。

1146 久安 2 丙寅

2- 2 平清盛，安芸守となる〔(県)公卿補任〕。

1147 久安 3 丁卯

12-13 備後国など，当年の不堪佃田を訴える〔(県)祢家抄〕。

1148 久安 4 戊辰⑥

2- 8 鳥羽上皇，祇園社法華八講を始行し，備後国吉備津宮を料所に充てる〔(県)社家条々記録〕。

1149 久安 5 己巳

この年，鳥羽上皇，祇園社に安芸国吉田荘本家米 300 石を寄進〔(県)社家条々記録〕。

1150 久安 6 庚午

9-16 伊予国弓削島の百姓ら，伊勢神宮役夫工米・内裏造営用材などの免除を訴える〔東寺百合文書セ〕。

12- 9 藤原忠通を関白に任じる〔本朝世紀〕。

この冬，鳥羽上皇，藤原信西に『本朝世紀』の編纂を命じる〔字槐記抄〕。

1151 仁平 1(1.26) 辛未④

1-10 藤原頼長を内覧に任じる〔台記〕。

1-26 安芸など 11 か国，失損により，前年の済物を免除 [(県)本朝世紀]。

3- 藤原成孝，養子源頼信に三田・風早両郷を譲る [(県)卷子本厳島 82]。

4-23 諸国飢饉により，伊勢神宮以下 9 社に奉幣 [本朝世紀]。

1153 仁平 3 癸酉^⑫

1-15 平清盛，高野山大塔造営を奉行 [高野春秋]。

3-13 平清盛，安芸守に復任される [(県)本朝世紀]。

4-21 絹本普賢延命画像(尾道持光寺蔵)を供養 [同裏書]。

10-18 備後国，鳥羽東新御堂造営につき，阿弥陀堂・寝殿などを分担 [(県)兵範記]。

1154 久寿 1(10.28) 甲戌

5- 備後など 8 か国の国司，異損につき，前年の済物免除を申請 [(県)台記]。

10-11 三田郷を立券 [(県)安芸国徴古雑抄 68]。

11- 3 木造阿弥陀如来坐像(広島三滝寺蔵)，河内国錦郡日野村観音寺に寄進される [同胎内銘]。

1155 久寿 2 乙亥

6- 諸国飢饉 [百鍊抄]。

10-26 後白河天皇即位 [台記]。

1156 保元 1(4.27) 丙子^⑨

4-29 高野山大塔の落慶供養を営む [仁和寺諸師年譜]。

7- 2 鳥羽上皇没(54) [兵範記]。

7-11 平清盛・源義朝ら，崇徳上皇を白河殿に襲う《保元の乱》[兵範記]。

7-14 藤原頼長，敗れて奈良坂で没する(37) [兵範記]。

7-23 崇徳上皇を讃岐国に配流する [兵範記]。

7-30 源為義ら 12 人を斬首 [兵範記]。

9-17 平経盛，安芸守となる [(県)公卿補任]。

閏 9-22 平頼盛，安芸守となる [(県)公卿補任]。

10-20 記録所を置く [百鍊抄]。

1157 保元 2 丁丑

3-26 内裏上棟。安芸国，貞観殿の造立を分担 [(県)兵範記]。

1158 保元 3 戊寅

7-17 興福寺衆徒，大和国の公田検注を怒り，阻止 [兵範記]。

8-11 後白河天皇讓位〔兵範記〕。

12-3 石清水八幡宮別当勝清に、備後国御調別宮・相原保、安芸国美別符・三入保など諸莊園の知行を安堵〔(県)石清水2〕

1159 平治1(4.20) 己卯⑤

2-22 後白河上皇，平清盛が造立した白河千体新阿弥陀堂を供養する〔山槐記〕。

12-9 藤原信頼・源義朝ら，後白河上皇の御所三条烏丸殿を襲う《平治の乱》〔百鍊抄〕。

12-13 藤原信西自殺(54)〔尊卑分脈〕。

12-26 平清盛，勅命により，弟頼盛・息重盛らに信頼・義朝らを討たせる〔百鍊抄〕。

12-27 信頼，六条河原で斬殺される〔愚管抄〕。

1160 永暦1(1.10) 庚辰

1-4 源義朝，尾張国内海で長田忠致に討たれる〔帝王編年記〕。

3-11 源頼朝を伊豆国に配流〔清辨眼抄〕。

8-5 平清盛，初めて巖島神社に参詣〔(県)山槐記〕。

10-16 今熊野・新日吉両社成る〔百鍊抄〕。

1164 長寛2 甲申⑩

4-21 清原清末，巖島神社に佐東郡若狭郷内の田畠栗林6町を寄進〔(県)新出巖島37〕。

6- 平清盛，佐伯景弘に命じて，凡家綱を山県郡志道領の下司職に補任させる〔(県)御判物帖13〕。

9- 平清盛をはじめとする平家一門，巖島神社に法華経28巻など33巻1具を奉納《平家納経》〔同清盛願文〕。

閏10-14 安芸国留守所，山県本郡に命じ，巖島社領寺原村の堺直しをさせる〔(県)新出巖島39〕。

1166 仁安1(8.27) 丙戌

1-10 後白河院庁，備後国在庁に大田荘の榜示打ち・立券を命じる〔同上〕。

1- 平重衡，後白河上皇に世羅郡大田・桑原両郷の荒野山河などを寄進〔(県)丹生神社1〕。

2- 備後守藤原雅隆，留守所に命じ，桑原郷宇賀村を大田荘に加えさせる〔(県)宝簡集他3〕。

2- 後白河院領大田荘を立券〔(県)御影堂文庫1〕。

7- 『和歌現在書目録』成る〔同書〕。

11-17 佐東郡伊福郷堀立江上に榜示を打ち，巖島社領志道原荘倉敷を立券〔(県)新出巖島92・93〕。

1167 仁安 2 丁亥⑦

- 2-11 平清盛を太政大臣に任じる〔玉葉〕。
- 2-25 平清盛，巖島神社に参詣〔(県)山槐記〕。
- 6-15 源頼信，清盛の寿命長遠を祈り，巖島社神主佐伯景弘に三田郷の田畠公驗を譲る〔(県)新出巖島 17〕。
- 7- 備後守藤原雅隆，留守所に命じ，戸張保を大田荘に加えさせる〔(県)宝簡集他 5〕。
- 9- 3 平清盛，巖島神社に参詣〔兵範記〕。
- 12-24 安芸国などの申請により，不堪佃田を定める〔(県)兵範記〕。
- 12-30 備後国司の申請した延任と年々の済物免除を認める〔(県)兵範記〕。

1168 仁安 3 戊子

- 2-19 平滋子，巖島神社の宝前に祈念祝詞を奉納する〔(県)安芸国徴古雑抄 70〕。
 - 10-18 平頼盛，巖島神社に仏舍利 1 粒を奉納〔(県)新出巖島 162〕。
 - 10- 大田荘下司・沙汰人ら，年貢積出しのため，備後国衙に御調郡尾道村内に倉敷地を設けることを申請〔(県)宝簡集他 6〕。
 - 11-28 平頼盛・保盛父子，無断の巖島社参詣により解官〔兵範記〕。
 - 11- 巖島社神主佐伯景弘，安芸国司重任の功により，社殿などの修造を太政官に申請する〔(県)史料通信巖島 1〕。
- この冬，巖島社神主景弘の申請を認め，安芸国司に重任する〔(県)兵範記〕。

1169 嘉応 1(4.8) 己丑

- 3-20 陰陽寮，巖島社修造の日時を勘申〔(県)兵範記〕。
- 3- 後白河上皇，『梁塵秘抄口伝集』を撰ぶ〔同書〕。
- 4-22 備後国留守所，斗張郷と尾道倉敷の榜示打ちを命じる〔(県)宝簡集他 16〕。

1170 嘉応 2 庚寅④

- 3- 5 建春門院，巖島神社に神宝と幣を奉納〔(県)野坂 314〕。
 - 5- 5 後白河院庁，高倉天皇・建春門院の祈祷料所として，平清盛が巖島神社に壬生荘を寄進するを承認〔(県)新出巖島 41〕。
 - 5-25 藤原秀衡を鎮守府将軍に任じる〔玉葉〕。
 - 10-26 平清盛・頼盛兄弟，合筆紺紙金字法華経第 1 卷(宮島巖島神社蔵)の書写を終える〔同奥書〕。
- この年，『今鏡』成る〔同書〕。

1171 承安 1(4.21) 辛卯

- 1- 巖島社領壬生荘を立券し，佐東郡桑原郷内に倉敷地を設ける〔(県)新出巖島 41〕。

6-22 朝廷の御倉で、巖島神社の神宝を調進する〔(県)野坂 315〕。

12-14 平清盛の女徳子入内する〔玉葉〕。

1172 承安 2 壬辰⑫

2- 2 女御平徳子、巖島神社に御衣を奉納〔(県)新出巖島 72〕。

この春、巖島神社に仏舎利 1 粒を奉納〔(県)御判物帖 14〕。

6-11 平清盛・頼盛合筆の紺紙金字法華經 10 卷、巖島神社に奉納される〔同奥書〕。

1173 承安 3 癸巳

2- 巖島社神主佐伯景弘、三田郷尾越村の荒野などの半不輸別結解化を申請〔(県)御判物帖 17〕。安芸国司高階成章、尾越村を巖島社領とし、景弘の知行を安堵〔(県)御判物帖 16〕。

8- 平家一門、巖島神社に舞楽面 7 面を寄進〔同朱書銘〕。

1174 承安 4 甲午

3-26 後白河上皇、建春門院・平清盛らを伴い巖島神社に参詣〔(県)吉記、(県)源平盛衰記〕。

10- 1 中原業長、本公駿とともに、巖島神社に高田郡 7 か郷の田畠山林を寄進〔(県)新出巖島 43〕。

10- 巖島社神官ら、高田郡 7 か郷を神領となす宣旨の下付を申請〔(県)新出巖島 44〕。

10- 巖島神社で初めて一切経会が行われる〔(県)浅野忠允巖島 2〕。

この春、僧源空(法然)、専修念仏を唱える〔黒谷源空上人伝〕。

1175 安元 1(7.28) 乙未⑨

6-24 藤原盛時、伊予国三島大明神に大般若經(尾道栗原八幡宮藏)を施入する〔(県)同奥書〕。

7-13 九条兼実、平宗盛の依頼により、巖島社鳥居額の揮毫を承諾〔(県)玉葉〕。

11- 安芸国司藤原保房、一御社の本・新御供田と山県郡春木・市折両村作田との交換を認める〔(県)新出巖島 45〕。

1176 安元 2 丙申

7- 安芸国司藤原保房、高田郡 7 か郷を巖島社神領と認め、神主佐伯景弘を同所の地頭に補任する〔(県)御判物帖 19、(県)新出巖島 46〕。

1177 治承 1(8.4) 丁酉

5-29 佐伯為弘、祇園社に安芸国吉田荘高田原の安元々年所当未進の代物を納める〔毛利 1488〕。

- 6- 1 鹿ヶ谷の謀議発覚。藤原成親・僧西光兄弟ら逮捕される《鹿ヶ谷事件》〔玉葉〕。
- 6-17 佐伯為弘、祇園社に吉田荘高田原の安元2年所当未進の代物を納める〔毛利1490〕。
- 6-18 九条兼実、平宗盛のもとに巖島社鳥居の額字を送る〔(県)玉葉〕。
- 7- 5 太政官、巖島社水精寺に阿闍利1口を置く〔(県)野坂319〕。
- 8- 3 平宗盛、巖島神社で、高倉天皇手摺の御正体を供養〔(県)野坂320〕。
- 10-11 中宮平徳子、平清盛ら一門とともに巖島に参着〔(県)浅野忠允巖島2〕。
- 10-14 平清盛、巖島神社で千僧供養を行う〔同上〕。

1178 治承2 戊戌⑥

- 4-24 平親宗、巖島神社に紺紙金泥金剛寿命陀羅尼経を奉納〔同奥書〕。
 - 6-17 中宮平徳子の安産祈念のため、奉幣使として、平重衡を巖島神社に遣わす〔(県)山槐記〕。
 - 7- 9 藤原盛親、巖島神社に多宝塔を造立し、金泥の金光明経・般若心経を奉納〔(県)野坂321〕。
 - 8- 平清盛、巖島神社に参詣〔玉葉〕。
 - 9-20 延暦寺の堂衆と学生が闘争〔参考源平盛衰記〕。
 - 11-12 中宮平徳子、皇子(言仁親王)を出産〔山槐記〕。
 - 11-12 平重盛、諸社に馬を進め、巖島神社の馬は在京神主に付ける〔(県)山槐記〕。
 - 12-15 言仁親王、立太子する〔玉葉〕。
- この年、平康頼、『宝物集』を著わす〔同書〕。

1179 治承3 己亥

- 2-29 朝議により、巖島神社の祭祀式日を2月と11月の上申日に定め、官幣に預らせる〔(県)山槐記、(県)百鍊抄〕。
- 3-18 後白河上皇、平清盛の西八条第で、唐装束をつけた巖島内侍の舞を見る〔(県)山槐記〕。
- 3-26 中宮安産に報賽し、奉幣使平重衡を巖島神社に遣わす〔(県)玉葉〕。
- 3-29 藤原経宗以下の公卿、巖島神社に参詣〔(県)玉葉〕。
- 6- 7 藤原忠雅、巖島神社参詣のために出発〔(県)山槐記〕。
- 10-18 安芸国目代行蓮、巖島社神主佐伯景弘に粟屋郷を譲る〔(県)卷子本巖島62〕。
- 10- 一御社々司の沙汰として、春木・市折代散在田の所当官物を勤済させる〔(県)楓軒巖島1〕。
- 11- 2 巖島社神主景弘、粟屋郷々司職に補任される〔(県)新出巖島55〕。
- 11- 4 清盛、福原より入京〔玉葉〕。
- 11-17 太政大臣藤原師長以下、上皇近臣39人の官職を解く〔玉葉〕。
- 11-20 清盛、後白河上皇を烏羽殿に幽閉〔玉葉〕。

- 11- 平清盛, 同盛俊に命じて, 壬生郷の地頭職を停止し, 勸農をさせる [(県)御判物帖 21]。
- 11- 厳島社神主景弘, 三田郷々司・地頭職に補任される [(県)御判物帖 23]。
- 12- 7 平頼盛, 厳島神社に安摩荘の私得分を寄進 [(県)新出厳島 47]。
- 12-11 目代行蓮, 粟屋・三田両郷への国使入部を停め, 別納とする [(県)御判物帖 24]。
- 12-12 厳島社神主景弘を従五位上に叙す [(県)山槐記]。
- 12-16 清盛, 西八条第へ行啓した東宮言仁親王に, 宋版『太平御覧』を献上 [山槐記]。
- 12-17 幣帛を奉るため, 佐伯景弘を厳島神社に遣わす [(県)御判物帖 20]。
- この年**, 後白河上皇, 『梁塵秘抄』を編む [同書]。
- この頃**, 『年中行事絵巻』成る [古今著聞集]。